平成 23 年 2 月 25 日施行 平成 27 年 4 月 1 日改正

本学の研究活動は、国及び公的機関からの補助金及び助成金、各種団体及び企業からの研究委託金等、種々の財源によって支えられている。これらの資金提供は、本学における研究活動への社会的期待を表すものであり、本学の職員は、こうした期待に沿うとともに、社会的使命を担う者として、公的研究費の管理及び使用にあたっては公正な態度で臨むことが求められる。

本行動規範は、各種外部機関から本学の職員に対して提供される公的研究費の管理及び 使用について、これに携わる職員が遵守すべき事柄を定めるものである。

- 一職員は、研究活動のために公的研究費を獲得する際には、その研究費の趣旨及び目的 を理解し、その達成のために真摯に努力しなければならない。
- 二 職員は、個人又は団体が獲得した公的研究費は大学の公金として扱われることを認識 し、当該研究費の管理及び使用にあたっては、公正な態度で臨まなければならない。
- 三 職員は、公的研究費の管理及び使用に際して、次のことをしてはならない。
 - (1) 公的研究費の提供機関が定める趣旨及び目的に反して管理及び使用すること
 - (2) 正当な理由なく、研究以外の目的に使用すること
 - (3) 特定の個人又は団体の便益を図る目的で不公正に使用すること
 - (4) 正当な理由なく、個人的な管理を行うこと
 - (5) その他、社会通念上、正当とは認められない管理及び使用を行うこと
- 四 職員は、公的研究費の管理及び使用に際して、次のことを遵守しなければならない。
 - (1) 公的研究費の使途規定又は本学の諸規程に照らして、最も効率的かつ効果的な方法で管理及び使用すること
 - (2) 公的研究費の管理及び使用にあたっては、資金の使途規定又は本学の諸規程に定められた手続きを踏むこと
 - (3) 公的研究費の使途等について、変更する場合には、遅滞なくこれを管理する事務局 へ届け出ること
 - (4) 公的研究費の管理及び使用に関して不明な点があった場合には、当該研究費提供機関の事務局又はこれを管理する本学事務局へ問い合せる等の方法により適切な知識及び情報を得て、確信的に行動すること
 - (5) 公的研究費を使用した研究のデータを原則10年間保存し、必要な場合求めに応じ 開示すること
- 五 職員は、公的研究費を利用した研究活動に際しては、他者の知的所有権、安全衛生法 規など、諸法令を厳格に遵守して臨まなければならない。
- 六 職員は、公的研究費の不正な管理及び使用が、大学の運営に重大な影響を及ぼすこと を理解し、相互に不正防止に向けて努力しなければならない。